《プライバシー、データセキュリティ》

9-5. DX 推進に向け、データを活用した事業展開を支える基盤(プライバシー、データセキュリティ等に関するルールや IT システム)が全社的な視点で整備されているか。

●趣旨

プライバシー保護やセキュリティなど、データを活用した事業展開を支える基盤があることで、<u>顧</u> **客やビジネスパートナーが安心してデータを提供**し、<mark>そのデータの活用が**競争力の源泉**</mark>となる。

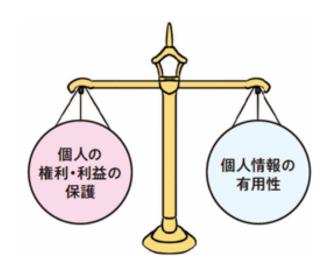
● 成熟度判定のエビデンスの例

✔全社 IT 計画、DX 推進計画、事業部門と IT 部門とのコミュニケーション記録、セキュリティポリシー、プライバシーポリシー

個人情報保護の目的は?

(1) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。) は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関 等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できる よう共通のルールを定めた法律です。



個人の権益の保護だけを目的にしているのではなくて、個人情報やデータの有用性・有効活用の両立を目的にしていることを意識

参考文献

個人情報保護委員会,「企業のための個人情報保護法ハンドブック」,2022年, https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

用語の説明①

個人情報とは:

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることなるものも含まれます。例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

また、メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合は、 それ自体が単体で、個人情報に該当します。

個人識別符号とは:

番号、記号、符号などで、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、政令・規則で定められたものを「個人識別符号」といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報となります。

例えば、次のようなものです。

- (1) 身体の一部の特徴を電子処理のために変換した符号で、顔認証データ、指紋認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、掌紋などのデータ。
- (2) サービス利用や書類において利用者ごとに割り振られる符号で、パスポート番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、マイナンバー、保険者番号など。

参考文献

個人情報保護委員会,「企業のための個人情報保護法ハンドブック」,2022年,

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

政府広報オンライン,「個人情報保護法」を分かりやすく解説。個人情報の取扱いルールとは?

https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#secondSection

用語の説明②

要配慮個人情報とは:

個人情報の中には、他人に公開されることで、本人が不当な差別や偏見などの不利益を被らないようにその 取扱いに特に配慮すべき情報があります。例えば、次のような個人情報は、「要配慮個人情報」として、取扱 いに特に配慮しなければいけません。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕等の刑事事件に関する手続が行われたこと、非行・保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことの記述などが含まれる個人情報

このような「要配慮個人情報」の取得には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要です。

参考文献

個人情報保護委員会,「企業のための個人情報保護法ハンドブック」,2022年, https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf 政府広報オンライン,「個人情報保護法」を分かりやすく解説。個人情報の取扱いルールとは?

https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#secondSection

用語の説明③

個人情報データベース等、個人データ、保有個人データとは:

個人情報保護法には、「個人情報」という用語のほか、「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」という似た用語が登場します。ここでは、それぞれの用語の定義について説明します。

(1) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいいます。コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したものや、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、簡単に検索できるように目次や索引を付けているものが該当します。例えば、五十音順で整理された名簿などがこれに当たります。

(2) 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。例えば、名簿を構成する氏名・誕生日・住所・電話番号などの個人情報がこれに当たります。

(3) 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者が本人から請求される開示・訂正・削除などに応じることができる権限を有するものを「保有個人データ」といいます。

参考文献

個人情報保護委員会、「企業のための個人情報保護法ハンドブック」,2022年、

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

政府広報オンライン,「個人情報保護法」を分かりやすく解説。個人情報の取扱いルールとは?

https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#secondSection